

2. 関係機関からの情報提供について

- ① 札幌気象台
- ② 札幌開発建設部(減災対策)
- ③ 札幌開発建設部(流域治水)

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設します。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。**（例：レベル4大雨危険警報 等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！> -----					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

- 河川氾濫等に関する情報は、**洪水予報河川のみを対象とした河川ごとの情報とし、「レベル3 氾濫警報」等の名称で発表します。**これまでの気象台による**市町村ごとの洪水警報・注意報の発表は行いません。**
- **水位周知河川の氾濫危険情報等のレベル毎の水位の情報は、警戒レベルとの関係を含めてこれまで通りの運用とし、洪水予報河川への移行を促進します。**
- 浸水害を対象とした大雨特別警報・警報・注意報は、大雨に関する情報として警戒レベル毎に整理し、警戒レベル相当情報として位置づけます。**洪水予報河川以外の河川も、大雨に関する情報で一緒に扱います。**

河川氾濫・大雨に関する情報体系と名称

河川氾濫等に関する情報				大雨に関する情報
分類	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む 洪水警報等	
河川数	約400河川	河川事務所・都道府県による水位情報は、これまでどおり発表することとし、警戒レベルとの関係は変更しない。	大雨に関する情報で扱う。	-
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台			气象台
発表単位	河川ごと			市町村ごと
対象とする主な現象	外水氾濫			内水氾濫及び 洪水予報河川以外の外水氾濫
発表指標	水位（実測・予測）			表面雨量指数・流域雨量指数 （解析・予測）
情報名称	5	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	
	4	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	
	3	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	
	2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	
	1	早期注意情報	〔 洪水予報河川への移行を促進 〕	早期注意情報

(参考) 指定河川洪水予報の発表例

うりゅうがわ
**雨竜川氾濫注意情報
(警戒レベル2相当情報)**

雨竜川洪水予報 第1号
洪水注意報 (発表)
令和07年08月23日 11時20分
札幌開発建設部 札幌管区気象台 共同発表

(見出し)

うりゅうがわ
雨竜川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル2相当】雨竜川の多度志基準観測所(雨竜郡沼田町)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(警戒レベル相当情報早見表)

雨竜川氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報)			
新着・更新	基準観測所	対象河川	警戒レベル()相当
新着	幌加内	雨竜川	2
新着	多度志	雨竜川	2
新着	雨竜橋	雨竜川 恵岱別川	2
新着・更新	現況水位		2 レベル2水位超過
新着・更新	予測水位		
	雨竜郡幌加内町		-
新着	深川市		2
新着	雨竜郡妹背牛町		2
新着	雨竜郡秩父別町		2
新着	雨竜郡沼田町		2
	雨竜郡雨竜町		-
	雨竜郡北竜町		-

(雨量)
現在、雨はやんでいます。

流域	22日 19時00分～23日 11時00分 までの流域平均雨量	23日 11時00分～23日 14時00分 までの流域平均雨量の見込み
雨竜川流域	54ミリ	0ミリ

(水位または流量)

基準観測所	水位 (m)	23日						
		11:00現在	12:00予測	13:00予測	14:00予測	15:00予測	16:00予測	17:00予測
幌加内 (雨竜郡幌加内町)	氾濫危険水位 156.90m	-	-	-	-	-	-	-
	避難判断水位 156.60m							
	氾濫注意水位 156.40m							
	ゼロ点高 E.L.=0.00m							

基準観測所	水位 (m)	23日						
		11:00現在	12:00予測	13:00予測	14:00予測	15:00予測	16:00予測	17:00予測
		57.05	57.23	57.37	57.45	57.47	57.45	57.45
警戒レベル2相当								
多度志 (雨竜郡沼田町)	氾濫危険水位 57.70m							
	避難判断水位 57.50m							
	氾濫注意水位 57.00m							
	ゼロ点高 E.L.=0.00m							

基準観測所	水位 (m)	23日						
		11:00現在	12:00予測	13:00予測	14:00予測	15:00予測	16:00予測	17:00予測
		-	-	-	-	-	-	-
雨竜橋 (雨竜郡妹背牛町)	氾濫危険水位 34.20m							
	避難判断水位 33.70m							
	氾濫注意水位 33.40m							
	ゼロ点高 E.L.=0.00m							

石狩川下流域外減災対策協議会 地域部会
河川整備保全課からの情報提供・連絡

説明資料

1. 水防法の改正

令和7年12月12日 公布

背景・必要性

- 豪雨等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、**洪水や高潮の危険性について、住民や水防関係者へのより明確で、きめ細かな周知が求められている**
- **洪水・高潮の観測・予測等に関する技術の進展**（※1）を踏まえ、洪水及び高潮の予報・警報の高度化や水災による危険を住民や水防関係者に迅速に周知する体制の強化により、**水災による被害の軽減を図る必要がある**
（※1）監視カメラ等の観測網の整備拡大、洪水の予測手法の高度化、波の打上げ高の予測モデルの構築等
- 加えて、情報通信技術の進展等により、日本国内に向けて不適切な気象等の予報業務を行う外国法人等が現れていることから、**外国法人等による予報業務に関する規制を強化する必要がある**

令和6年7月の大雨による氾濫事例
（石沢川（秋田県））



平成30年の高潮による大阪湾の浸水事例
（兵庫県神戸市）



法律の概要①

1. 洪水に係る情報提供体制の強化【気象業務法・水防法】

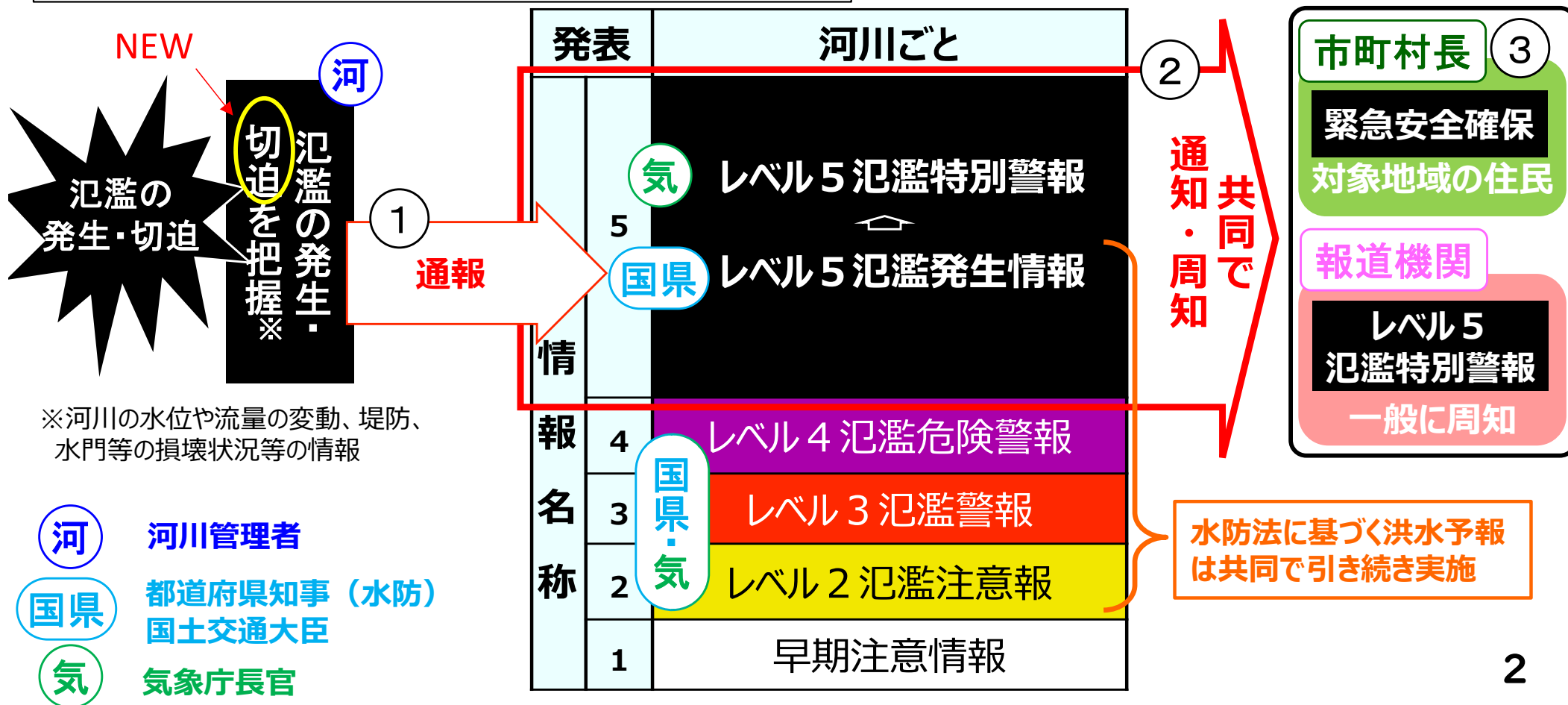
- 気象庁は、「洪水による重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合」に、洪水の危険性を住民へ迅速かつ確実に伝えるため、**洪水の特別警報を新たに実施**
- 国土交通大臣又は都道府県知事は、気象庁の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（指定河川の水位の変動・施設の損壊状況等）を**提供**
- 洪水による氾濫が迫っていることを気象庁や水防関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等は、氾濫による危険の切迫を認める場合に通報**

令和元年東日本台風（千曲川（長野県））
大雨特別警報が大雨警報に切替えられた後
住民が避難先から自宅に戻り孤立・救助



- ①洪水による氾濫の発生や氾濫が迫っていることを関係者に**プッシュ型で情報提供**するため、**河川管理者等**は、**氾濫による危険の切迫**を認める場合に都道府県知事へ**通報する制度を創設** 【水防法 新第24条の2第1項、新第25条第1項】
- ②**国土交通大臣又は都道府県知事**は、河川管理者からの通報に基づき、**レベル5 氾濫発生情報を関係機関へ通知**するほか、気象庁長官の求めに応じ、**洪水の特別警報の判断に必要な情報**（河川の水位や流量の変動、堤防、水門等の損壊状況等）**を提供** 【水防法 第13条の4、新第24条の2第2項、気象業務法 新第13条の2第6項、第7項、第8項】
- ③**市町村長**は、国土交通大臣又は都道府県知事、気象庁長官からの「レベル5 氾濫特別警報（レベル5 氾濫発生情報と共同で実施）」の通知を踏まえ、**対象地域の住民に対して緊急安全確保の発令を判断**

警戒レベル5相当情報の伝達の流れ [洪水予報河川]



第1次国土強靱化実施中期計画について

第1章 基本的な考え方

- 防災・減災、国土強靱化の取組の切れ目ない推進
- 近年の災害(能登半島地震・豪雨、秋田・山形豪雨、台風10号、日向灘地震等)
- 5か年加速化対策等の効果(被害軽減・早期復旧への貢献、地域防災力の高まり等)
- 状況変化への対応(3つの変化(災害外力・耐力、社会状況、事業実施環境)への対応)

(災害外力・耐力の変化への対応)

- 気候変動に伴う気象災害への「適応」と「緩和」策の推進
- 最先端技術を駆使した自立分散型システムの導入
- グリーンインフラの活用の推進
- 障害者、高齢者、子ども、女性、外国人等への配慮
- 埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえたインフラ老朽化対策の推進

(人口減少等の社会状況の変化への対応)

- 地方創生の取組と国土強靱化の一体的推進
- フェーズフリー対策の積極的導入
- 地域コミュニティの強化、ハード・ソフト対策の推進
- まちづくり計画と国土強靱化地域計画の連携強化
- 積雪寒冷地特有の課題への配慮、条件不利地域における対策強化、「半島防災・強靱化」等の推進

(事業実施環境の変化への対応)

- 年齢や性別にとらわれない幅広い人材活用
- 革新的技術による自動化・遠隔操作化・省人化
- 気象予測精度の向上と社会経済活動の計画的抑制
- 安全確保に伴う不便・不利益への社会受容性の向上
- フェーズフリーな仕組みづくりの推進
- 広域連携体制の強化、資機材仕様の共通化・規格化

第2章 計画期間 令和8年度から令和12年度までの5年間

第3章 計画期間内に実施すべき施策(全326施策)

○第4章の施策の他、施策の推進に必要な制度整備や関連計画の策定等の環境整備、普及啓発活動等の継続的取組、長期を見据えた調査研究等について、目標を設定して取組を推進

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別避難計画作成 ● 情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト <p>→ 60施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 迅速な航路啓開のための体制の整備 ● 衛星通信システムに関する制度整備等 <p>→ 109施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカードを活用した避難所運営効率化等 ● 矯正施設のデジタル無線機の適正な稼働 <p>→ 56施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 病院におけるBCPの策定 ● 災害保険や民間の防災・減災サービスの活用・啓蒙活動の強化 <p>→ 65施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体における災害用井戸・湧水等の活用 ● 「世界津波の日」を含む防災への意識向上のための普及啓発活動 <p>→ 72施策</p>

※複数の柱に位置付けられた施策があるため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

第4章 推進が特に必要となる施策(全114施策(234指標))

1 施策の内容

○施策の目標は、南海トラフ地震が30年以内に発生する確率(8割程度)等に鑑み、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、**おおむね20年から30年程度を一つの目安**として、検討・設定。長期目標の達成に30年超の期間を要する施策においても、地域ごとに異なる災害リスクの実情や緊急性等を踏まえ、早期に効果を発揮できるよう、優先順位・手法を検討の上、実施

	I. 防災インフラの整備・管理	II. ライフラインの強靱化	III. デジタル等新技術の活用	IV. 官民連携強化	V. 地域防災力の強化
主な施策の内容・目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実 ○ 関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進 ○ 障害者・高齢者・子ども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化 ○ 発災後の残存リスクの管理 ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 等 <p>→ 28施策(76指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予防保全型メンテナンスへの早期転換 ○ 広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化 ○ 上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化 ○ 送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用 ○ 通信システムの災害時自立性の強化 等 <p>→ 42施策(87指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の地方支分部局等の資機材の充実(警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等) ○ 一元的な情報収集・提供システムの構築 ○ フェーズフリーなデジタル体制の構築 等 <p>→ 16施策(24指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化 ○ 密集市街地や地下街等の耐震化・火災対策の推進 ○ 保健・医療・福祉支援の体制・連携強化 ○ 立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進 ○ 国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化 等 <p>→ 13施策(18指標)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善 ○ 国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化 ○ 避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化 ○ 避難所等における自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築 ○ 発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備 等 <p>→ 16施策(29指標)</p>

※1施策(住宅・建築物の耐震化の促進)が「ライフラインの強靱化」と「官民連携強化」に位置付けられているため、各柱の施策数の合計は全施策数と一致しない。

2 対策の事業規模

○「推進が特に必要となる施策」の事業規模は、**今後5年間でおおむね20兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については予算編成過程で適切に反映**。各年度の取扱いについては、**今後の災害の発生状況や事業の進捗状況、経済情勢・財政事情等を踏まえ、機動的・弾力的に対応**。(I. 防災インフラの整備・管理: おおむね5.8兆円、II. ライフラインの強靱化: おおむね10.6兆円、III. デジタル等新技術の活用: おおむね0.3兆円、IV. 官民連携強化: おおむね1.8兆円、V. 地域防災力の強化: おおむね1.8兆円)

第5章 フォローアップと計画の見直し

- 毎年度の年次計画を通じたフォローアップの実施(「評価の在り方」を適用)
- 災害から得られた知見の継承、対策の課題・効果の取りまとめ・発信
- 実施に際し、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地域の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始
- 巨大地震の被害想定地域や条件不利地域は、関連計画のフォローアップと連携
- 事業実施環境の整備に向けた取組の強力な推進、評価に必要なデータ収集の推進

第1次国土強靱化実施中期計画【概要】

第4章 推進が特に必要となる施策（例）

（1）国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

- 国民の生命・財産・暮らしを守り、魅力あふれる多様な地域・国土を未来に引き継ぐため、長期的な視点に立ち、**防災インフラの整備・管理**や**老朽化対策**を着実に推進する。AI・ドローン等の最先端のデジタル等新技术の活用により、**インフラの管理・運用の高度化**や**住民避難の体制強化**を図るとともに、まちづくりとの連携強化やグリーンインフラの活用を図るなど、ハード・ソフト両面から対策を講じ、**次世代にわたり機能するインフラへの転換**を図る。

<中小河川も含めた洪水・内水ハザードマップ等の水災害リスク情報の充実>

■水災害リスク情報の充実・活用【国土交通省】

「目標」土砂災害警戒区域（約699,100区域（令和5年度末時点））のうち、土砂災害ハザードマップの作成・公表が完了した区域の割合
96%【R5】→100%【R12】

<静止気象衛星の整備等による線状降水帯・台風等の予測精度の更なる向上>

■線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する情報の高度化【国土交通省】

「目標」次期静止気象衛星及び次々期静止気象衛星の整備（契約・基本設計審査・詳細設計審査・構成部品製造完了・統合作業・打ち上げ・運用開始の7工程）の進捗率
7%【R5】→71%【R12】→100%【R16】

<地震・津波・火山観測体制等の更なる強化>

■線状降水帯・台風、大規模地震・大規模噴火等に関する情報の高度化【国土交通省】

「目標」火山観測施設の耐災害性強化（停電対策が必要な箇所：61か所）の完了率
7%【R5】→52%【R12】→100%【R15】

<関係府省庁の枠を越えた流域治水対策等の推進>

■流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）【国土交通省・農林水産省】

「目標」気候変動の影響を考慮した河川整備計画へ変更した割合（国管理河川の全121計画）

19%【R5】→64%【R12】→100%【R17】

気候変動を踏まえた洪水に対応（必要な流下能力を確保）した国管理河川（約1,500万m³/s・km）の整備完了率

31%【R5】→39%【R12】→100%【R62】

気候変動を踏まえた高潮・津波に対応（必要な堤防高を確保）した海岸堤防等（延長約2,700km）の整備完了率

51%【R5】→58%【R12】→100%【R52】

浸水実績地区等（全国約37万ha（令和5年度末時点））における下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率

5%【R5】→12%【R12】→100%【R40】

■防災重点農業用ため池の防災・減災対策【農林水産省】

「目標」全国の防災重点農業用ため池（約53,000か所（令和5年度末時点））のうち、防災対策の優先度の高い防災重点農業用ため池（防災工事等推進計画に位置付けのある約9,000か所（令和5年度末時点））における防災工事の完了率

30%【R5】→83%【R12】→100%【R17】

※ リアルタイム災害危険情報に基づく早期避難を促進するなど、対策の効果を最大限発揮できるようソフト対策との連携を強化するとともに、災害リスクを含む地域特性を踏まえた長期的な視点に立ち、地方公共団体の総合計画や立地適正化計画等のまちづくり計画との連携強化を計画段階から図りつつ、目標年度が長期に及ぶハード対策について着実に進める。

<障害者・高齢者・こども・外国人等に配慮した災害情報提供の強化>

■住民等の避難等に資する情報伝達手段の多重化・多様化【総務省】

「目標」市区町村（全国1,741市区町村）における防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段（障害者や外国人等への配慮も含めた情報伝達手段）の整備完了率

0%【R6】→100%【R12】

<発災後の残存リスクの管理>

■河川管理施設・砂防施設等の戦略的な維持管理【国土交通省・農林水産省】

「目標」国管理河川（約10,000km）における河川巡視の無人化に対応するための環境整備（ドローンによる河川巡視のための通信環境の整備：約10,000km）の完了率

0%【R6】→22%【R12】→100%【R15】



（2）経済発展の基礎となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

- 大規模自然災害の発生時においても、**交通・上下水道・通信・電力・エネルギー等のライフライン機能**を可能な限り維持できるよう、**確実な点検・診断の実施**や**災害耐力の低下をもたらす致命的な損傷の早期解消**、**運営基盤の強化**等を推進し、**予防保全型メンテナンスへの早期転換**を図るとともに、**急所となる施設・設備**や**災害時の重要施設に接続するライフラインの耐災害性強化**を図る。
- 災害により損傷を受けた場合にも**早期に機能を発揮**できるよう、**関連施設の相互連携の強化**や**リダンダンシー確保**、**フェーズフリーな仕組みの活用**、**地域の実情を踏まえた自立分散型システムの導入**等を推進し、**次世代型ライフラインへの転換**を図る。

<予防保全型メンテナンスへの早期転換>

■道路施設の老朽化対策【国土交通省】

「目標」国及び地方公共団体が管理する道路における緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁（約92,000橋（令和5年度末時点））の修繕措置（完了）率
55%【R5】→80%【R12】→100%【R33】

■上下水道施設の戦略的維持管理・更新【国土交通省】

「目標」損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路（「下水道管路の全国特別重点調査」の対象※：約5,000km）の健全性の確保率
0%【R6】→100%【R12】

※ 口径2m以上かつ30年以上経過した下水道管路

<広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化>

■道路橋梁等の耐震機能強化【国土交通省】

「目標」緊急輸送道路（約110,000km）上の橋梁（約65,000橋（令和5年度末時点））の耐震化率
82%【R5】→88%【R12】→100%【R38】

■港湾施設の耐震・耐波性能等の強化や関連する技術開発【国土交通省】

「目標」全国の港湾（932港）のうち、大規模地震時に確保すべき港内の海上交通ネットワーク（港湾計画等に基づく耐震強化岸壁に加え、前面の水域施設、外郭施設、背後の荷さばき地や臨港交通施設等を含めた陸上輸送から海上輸送を担う一連の構成施設：464ネットワーク）の整備完了率

35%【R5】→43%【R12】→100%【R33】

<交通結節点等における防災拠点機能の強化>

■道路における防災拠点機能強化【国土交通省】

「目標」道の駅における防災対策（防災上の位置付け（地域防災計画への位置付け）がある道の駅（約450か所（令和5年度末時点））の建物の無停電化及び災害時も活用可能なトイレの確保）の完了率

55%【R5】→68%【R12】→100%【R37】

<上下水道システムの耐震化を始めとした耐災害性の強化>

■上下水道施設の耐災害性強化【国土交通省】

「目標」給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設（約35,000か所）のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合

9%【R5】→30%【R12】→100%【R36】

■災害に強い合併処理浄化槽の整備【環境省】

「目標」浄化槽整備区域内（単独処理浄化槽・合併処理浄化槽の総数：約370万基（令和5年度末時点））における合併処理浄化槽の割合

68%【R5】→77.9%【R12】→100%【R27】

<送電網の強化及び自立分散型の電源・エネルギーの活用>

■送電網の整備・強化対策【経済産業省】

「目標」「広域系統長期方針（広域連系システムのマスタープラン）」を踏まえた送電網（増強運用容量：875万kW（広域系統整備計画策定時点））の整備完了率

0%【R6】→100%【R12】

<通信システムの災害時自立性の強化>

■携帯電話基地局強靱化対策事業【総務省】

「目標」全国の携帯電話基地局（約100万局（令和6年3月末時点））のうち、災害対策本部の周辺強靱化が求められる基地局（全国約1万局（令和6年3月末時点想定））における整備完了率

0%【R6】→60%【R12】→100%【R16】

<道路橋>



第1次国土強靱化実施中期計画【概要】

第4章 推進が特に必要となる施策（例）

（3）デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

- AIやドローン、衛星等の革新的なデジタル等新技術は、組合せや使い方の工夫次第で、国土強靱化の取組を飛躍的に進化させる可能性を秘めている。これらの革新的な技術を発災直後の過酷な環境下における初動対応から復旧・復興段階に至るあらゆる災害対応フェーズにおいて積極的に活用できるよう、平時も含めた運用体制の強化を図り、フェーズフリーな活用環境の整備を推進する。

<国の地方支分部局等の資機材の充実（警察・消防・自衛隊・TEC-FORCE等）>

■災害用装備資機材の充実強化【警察庁】

「目標」広域緊急援助隊の災害時の救出救助活動に必要な資機材（近年の豪雨災害等への対応に当たり不足が確認された水難救助セット（ヘルメット、救命胴衣、ブーツ等）：約2,500式）の更新整備の完了率
0%【R6】→100%【R12】



■緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化【総務省】

「目標」航空消防防災体制の充実のため、航空小隊（全77隊（令和7年3月時点））に特に必要な航空機・資機材（消防防災ヘリコプター（消防庁ヘリコプターを含む。）、ヘリサット地球局、持込型機上装置）の整備完了率
94%【R6】→100%【R12】

■TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化【国土交通省】

「目標」大規模氾濫等に対応（高揚程化による機能強化）するための災害対策用車両（排水ポンプ車：約240台（令和6年度末時点））の整備完了率
75%【R6】→83%【R12】→100%【R22】

<フェーズフリーなデジタル体制の構築>

■自動施工技術を活用した建設現場の省人化対策【国土交通省】

「目標」工種（盛土・掘削・積込み・運搬・押土・敷均し・締固めの7工種）における自動施工機械の技術基準の適用（基準整備、試行工事の実施）完了率
0%【R6】→100%【R12】

（4）災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

- 激甚化・頻発化する大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守り、社会経済活動を維持・継続させていくためには、民の力を最大限発揮していく必要がある。
- 災害に強い社会構造への転換に向け、これまで国民一人一人が進めてきた住宅の耐災害性強化や民間企業が進めてきた施設の耐災害性強化、サプライチェーンの複線化、事業継続計画（BCP）の策定等の取組に加え、地方創生や持続可能なまちづくりとの連携強化により、地域の実情に応じた創意工夫を官民連携で創出する取組を強力に推進する。

<生活の基盤となる住宅・建築物の耐震化>

■住宅・建築物の耐震化【国土交通省】

「目標」居住世帯のある住宅のストック総数のうち、大規模地震時に倒壊等しないよう耐震性が確保されているものの割合（住宅の耐震化率）
90%【R5】→95%【R12】→耐震性が不十分なものをおおむね解消【R17】※

※耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指す目標を設定

<立地適正化計画等と連携した国土強靱化施策の推進、国土強靱化と地方創生の一体的推進による地域防災力の強化>

■災害に強い市街地形成に関する対策【国土交通省】

「目標」災害に強い市街地形成に関する対策を優先的に必要とする地域（569市区町村（令和5年度時点））のうち、対策（津波避難タワー等の整備、不燃化促進、緊急車両アクセス向上、防災機能強化等）が概成した割合
9.0%【R5】→45%【R12】→100%【R25】

防災と観光の機能を高度に融合させた日本初の津波避難複合施設



<保健・医療・福祉支援の体制・連携強化>

■医療コンテナの活用【厚生労働省】

「目標」可動性のある医療コンテナを有する三次医療圏（全52医療圏）の割合
63%【R6】→100%【R12】※

※災害時の利活用方法について厚生労働科学研究等を通じ検討を進めつつ、R12以降も各都道府県全体で各二次医療圏1基以上に相当する個数の医療コンテナ（災害時に利用可能な可動性を有するもの）の保有を目指す等導入拡大を図る。

（5）地域における防災力の一層の強化

- 自然災害の激甚化・頻発化に伴い長期化する災害対応に適応するため、自立と連携の両面から地域防災力の強化を図る。被災地において被災者が安全に、安心して生活できる避難所環境や支援者が最大限の力を発揮できる活動環境の整備を推進し、地域の災害時における自立性の強化を図るとともに、長期に及ぶ避難生活や復旧・復興を持続的に支援できるよう、広域連携体制の強化を図る。なお、実施中期計画では、半島・離島等の条件不利地域における国土強靱化施策についても、その他地域において進める当該施策と併せて全国的な施策として位置付けることとし、各地域特性を踏まえた目標の設定や当該目標の達成に向けた施策の実施については、半島・離島等の関連法に基づき別途策定される計画等の下で具体的に推進するものとする。

<スフィア基準等を踏まえた避難所環境の抜本的改善、避難地や救援・救護活動等の拠点の整備・機能強化、国等によるプッシュ型支援物資の分散備蓄の強化>

■避難所の生活環境改善対策とそのための備蓄【内閣府】

「目標」スフィア基準を満たす避難所を設置するために必要となるトイレ、ベッド等の災害用物資・資機材の備蓄を行っている市区町村の割合
0%【R6】※→100%【R12】

※令和6年12月に改定した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月内閣府）等を踏まえ、今後、スフィア基準に適合するために必要となる災害用物資・資機材の市区町村による備蓄状況を確認する。

被災地の支援に向けたキッチンカー・トレーラーハウス等の登録制度に登録された車両数

0台【R6】→1,000台【R12】※

※関係者へのヒアリング等から、登録制度の登録対象となり得ると想定される車両数



■避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化【国土交通省】

「目標」広域防災拠点・地域防災拠点・広域避難地となる防災公園（約1,500か所）における災害時に活用可能な給水施設の確保率
28%【R4】→50%【R12】※

※ソフト施策により災害時の給水機能が確保され得ることを考慮し、半数の都市公園で非常用井戸等の整備により災害時の給水機能を確保することとして目標を設定

<避難所や教育の現場となる学校等の耐災害性強化（耐震化、熱中症対策・寒冷地対策等）>

■学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化（公立学校）【文部科学省】

「目標」避難所等にもなる公立小中学校の体育館等（体育館、武道場：32,616室）における空調設備の設置完了率
18.9%【R6】→68.1%【R12】→100%【R17】

<避難所等における再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等を活用した自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築>

■避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策【環境省】

「目標」指定避難所（約82,000か所）等のうち、緊急に整備が必要な公共施設等（4,000か所）における災害時に活用可能な再生可能エネルギー設備等の導入完了率
21%【R5】→62.5%【R12】→100%【R17】

<発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備>

■災害ボランティア等の多様な主体との連携【内閣府】

「目標」都道府県域における災害中間支援組織の設置率
45%【R5】→100%【R12】

令和8年度
水管理・国土保全局関係 予算概算要求概要

令和8年度

水管理・国土保全局関係
予算概算要求概要

令和7年8月

国土交通省 水管理・国土保全局

新規予算制度要求事項

- 都道府県管理河川における浸水被害の最小化検討への支援 …… P.11
- 特定都市河川制度を活用した流域治水の推進 …… P.14
- 都道府県が行う短期・集中的な地すべり対策への支援強化 …… P.18
- 持続可能な上下水道の実現に向けた基盤強化 …… P.40
- 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた
上下水道の老朽化対策 …… P.56
- 都道府県管理施設の予防保全型インフラメンテナンス実現への支援強化 …… P.59
- ダムにおける流水管理の高度化 …… P.65
- 災害対策基本法の改正等を踏まえた災害対応力の強化 …… P.72
 - (1) TEC－FORCE等の機能強化 …… P.74
 - (2) 大規模災害時における市町村による災害復旧の効率化・迅速化 …… P.76
- 大規模地震に備えた河川堤防の再度災害防止対策強化 …… P.77

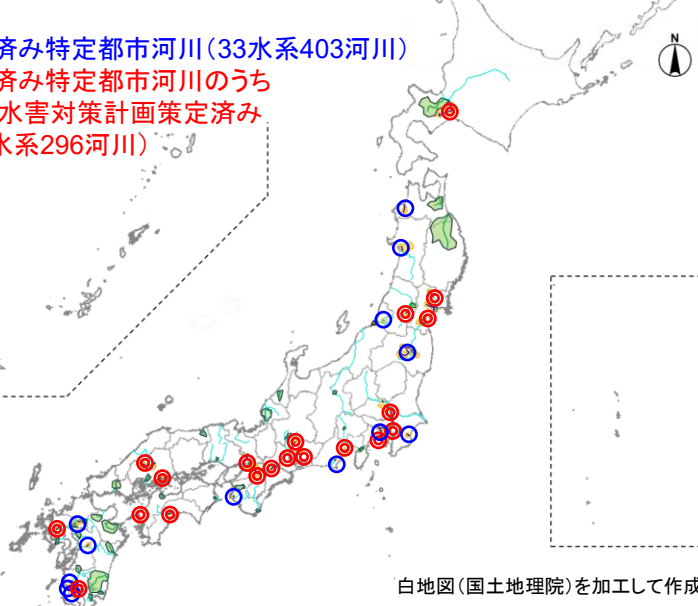
特定都市河川制度を活用した流域治水の推進

- 「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**※1に基づき、**特定都市河川の河川指定を全国に拡大**。 ※1 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)
- 特定都市河川においては、河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長等が構成員となる**流域水害対策協議会**で法的枠組みに基づき**流域水害対策計画**を共同で策定し、河川整備、下水道整備及び土地利用を含む流出抑制対策や規制※2等を連携して実施。
※2 雨水浸透阻害行為の許可及び雨水貯留浸透施設整備計画の認定、貯留機能保全区域の指定、浸水被害防止区域の指定など
- 引き続き、特定都市河川の指定を推進するとともに、**流域水害対策計画の内容の充実や実施の強化**に取り組むことで実効性をより高める。

特定都市河川の指定等の状況

特定都市河川指定数 33水系403河川(令和7年8月1日時点)

- 【凡例】
- : 指定済み特定都市河川(33水系403河川)
 - ◎: 指定済み特定都市河川のうち流域水害対策計画策定済み(20水系296河川)



白地図(国土地理院)を加工して作成

	大臣指定	知事指定
北海道	千歳川(北海道)	
東北地方	吉田川(宮城県)、石子沢川(山形県)、釈迦堂川(福島県)、多田川(宮城県)	高城川(宮城県)、尾袋川(宮城県)、小田川(宮城県)、逢瀬川(福島県)、谷田川(福島県)、中村川(青森県)、旧雄物川(秋田県)
関東地方	鶴見川(東京都、神奈川県)、中川・綾瀬川(茨城県、埼玉県、東京都)	境川(東京都、神奈川県)、引地川(神奈川県)、一宮川(千葉県)、休治川(群馬県)
北陸地方	-	高川(新潟県)、前川(新潟県)、太田沢川(新潟県)
中部地方	中村川(三重県)、波瀬川(三重県)、黒沢川(静岡県)	新川(愛知県)、巴川(静岡県)、境川(愛知県)、猿渡川(愛知県)、赤川(三重県)
近畿地方	大和川(奈良県)、芥川(京都府、大阪府)	寝屋川(大阪府)、西川(和歌山県)
中国地方	江の川(広島県)	本川(広島県)
四国地方	日下川(高知県)	都谷川(愛媛県)
九州地方	六角川(佐賀県)、隈之城川(鹿児島県)	甲突川(鹿児島県)、新川(鹿児島県)、稻荷川(鹿児島県)、下弓削川(福岡県)、金丸川(福岡県)、竜野川(熊本県)

特定都市河川制度等の活用の推進

I. 特定都市河川指定の推進

○河川整備のみでは十分な対応が困難な河川が全国的に存在 → ○特定都市河川の指定を促進

II. 流域水害対策計画の質的充実及び実施の強化

○流域水害対策計画における、対策の実施状況等に濃淡 → ○各取組の進捗状況の公表、見える化
○各取組における役割分担の明確化

○水災害ハザードエリア等における土地利用・住まい方 → ○計画策定段階における河川部局・まちづくり部局の連携強化

○貯留機能保全区域指定にあたり土地所有者等の負担が大きい → ○貯留機能保全区域の指定に向けた土地所有者等の負担軽減・緩和のための支援
○先行事例の取組を横展開

【先行事例】 貯留機能保全区域の指定～大和川流域～



指定された区域11.6ha(田原本町)



指定された区域3.7ha(川西町)

その土地が元来有している貯留機能を阻害するおそれのある行為(盛土等)に対して届出により事前に把握するとともに、必要な助言・勧告を行い、土地の貯留機能を保全するために制限

※土地所有者の同意を得て、令和6年7月30日に奈良県が指定。

北海道における流域治水事例集

北海道における流域治水 事例集

北海道開発局流域治水推進室



共に北海道の未来を創る
第9期北海道総合開発計画

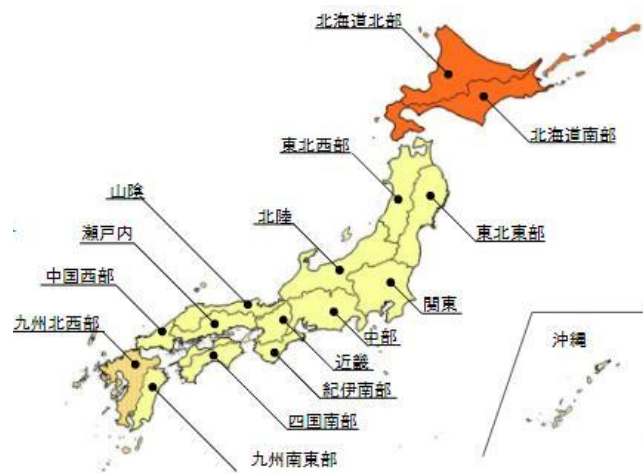
目次

- 本事例集について P.2
- 全道初の特定都市河川指定やグリーンインフラ等による
流域治水の実践（千歳川） P.3
- 流域一体となった避難体制の構築（十勝川） P.4
- 水害リスク踏まえた安全・安心なまちづくり（天塩川他） P.5
- 農地等の洪水被害を防止・軽減する取組（鷗川・沙流川） P.6
- 河川の掘削土砂の活用による防災・減災の推進（常呂川） P.7
- <参考> 流域治水 P.8
- <参考> 北海道における流域治水のあり方検討 P.9
- <参考> 北海道開発局流域治水推進室 P.10

本事例集について

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化が懸念されています。
- これを受け、国土交通省では、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を推進しており、気候変動による降雨量変化が全国でも最大になる北海道においても各地で取組が進められています。
- 流域治水を進める上で、「北海道地方における流域治水のあり方検討会」とりまとめ（令和7年4月）では、水害リスク情報をもとに地域特性を踏まえたリスクコミュニケーションの重要性等が指摘されています。
- 本事例集は、各地域で取り組まれている事例を広く共有することで、流域治水の議論・リスクコミュニケーションを活発化させ、更なる好事例の創出につながることを期待して作成するものです。

<将来の気候変動による降雨量変化倍率>



地域区分	2°C上昇	4°C上昇	
		短時間	
北海道北部、北海道南部	1.15	1.4	1.5
九州北西部	1.1	1.4	1.5
その他(沖縄含む)地域	1.1	1.2	1.3

流域一体となった避難体制の構築 (十勝川外流域治水協議会)

- 池田町と池田河川事務所は、気候変動に伴う水害リスクの増大等を踏まえ、河川氾濫時に避難困難となる利別地域の住民等を確実に避難させるため、協定を締結し、河川改修と避難場所の確保等を一体的に推進
- 併せて、河川管理者が提供する水害リスク情報等を踏まえた避難の考え方等を町がとりまとめ・公表

<取組の3ポイント>

①水害リスクを踏まえた実践的な検討



水害リスクを踏まえた避難計画書 (抜粋)

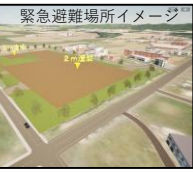
②協定*に基づく対応の明確化 ③ハード・ソフト一体となった対応



*「大規模水害時等の緊急避難場所及び水防資機材置き場に関する協定書」
(池田町・池田河川事務所)



河道掘削土砂を活用した避難場整備



緊急避難場所イメージ

<主な時系列>

- 2016.8 十勝川で洪水が発生。避難対策強化の必要性
- 2021.2 池田町から池田河川事務所に対し、緊急避難場所整備の協力依頼
- 2024.11 池田町が利別地区避難路を策定
- 2025.5 池田河川事務所と池田町が大規模水害時に関する協定を締結

<考慮した水害リスク情報>

洪水浸水想定区域、多段階リスクマップ、内水氾濫想定、家屋倒壊等氾濫想定区域、氾濫継続時間のほか、学識者の助言（東北大学 災害科学国際研究所 今村教授）など

<関係者コメント>

池田河川事務所長
「役場防災担当者と浸水特性を十分議論し、確実な避難計画と、逃げ遅れた場合の緊急避難を分けて検討する点を工夫した」
池田町長 (※協定締結時のコメント)
「池田町利別地区は、開拓以来ずっと洪水と戦ってきた。今回整備する緊急避難場所は、人名を守る最後の砦であり、この協定で、防災体制をさらに大きく前進できた」



<関連URL>

- ・池田町利別地区避難路等再整備について (池田町、2024.11)
<https://www.town.hokkaido-ikeda.lg.jp/files/00011600/00011677/20241125100652.pdf>
- ・大規模水害時における緊急避難場所の整備について池田町と池田河川事務所が協定を締結
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/release/r0R9a5000000nwo-att/r0R9a5000000roo.pdf>

流域治水オフィシャルサポーター制度について

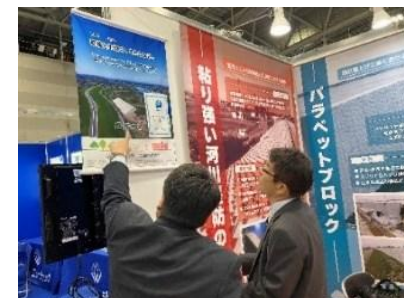
流域治水オフィシャルサポーター制度について

- 流域治水に取り組む企業等や流域治水の取組を支援する企業等を幅広く周知するとともに、流域治水に資する取組を促進するため、オフィシャルサポーター制度を令和5年度に創設。
- 流域治水の推進に取り組む企業等をオフィシャルサポーターとして認定し、その取組を国土交通省ウェブサイト等で紹介するほか、企業等の活動において、オフィシャルサポーターである旨を明記することが可能。
- 令和7年度流域治水オフィシャルサポーターとして148の企業・団体等を認定。

企業WEBページでの周知活動



イベント時のチラシ / パネル展示



流域治水オフィシャルサポーターの活動例

令和7年度 認定企業・団体数：148

社内研修 / 外部向けセミナー開催



交流会の開催



▷ 取組発表やポスター展示を実施

流域治水オフィシャルサポーター制度に関するアンケート結果について(国・地方自治体の視点)

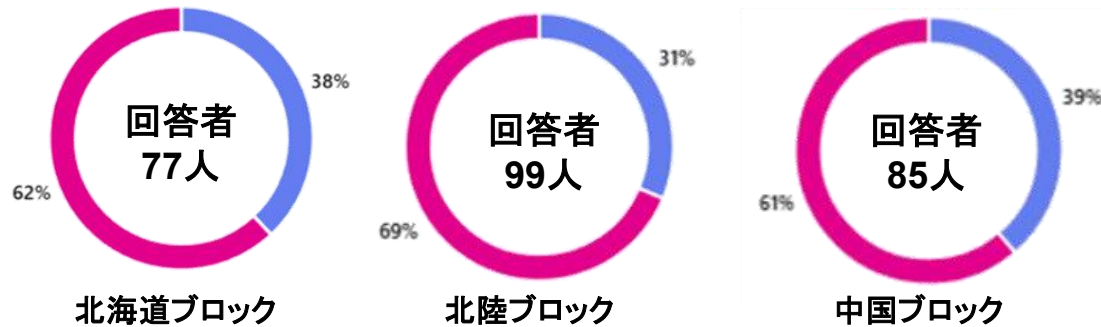
- 認定企業・団体数はR5年度認定企業数：**62**、R6年度認定企業数：**114**、R7年度認定企業数：**148**と年々**増加傾向**。
- 今年度より流域治水オフィシャルサポーターに限り、事前の確認を得た上で、**流域治水の促進に寄与する販売物等についてもロゴマークを使用することが可能**に。

→企業・団体等の流域治水に対する**参画意識は高まりつつある状況である一方で、**

国や地方自治体の流域治水オフィシャルサポーター制度への**認知度は低調な水準**

一方で、本日参加いただいている方々の流域治水オフィシャルサポーター制度の認知度は？

- はい
- いいえ

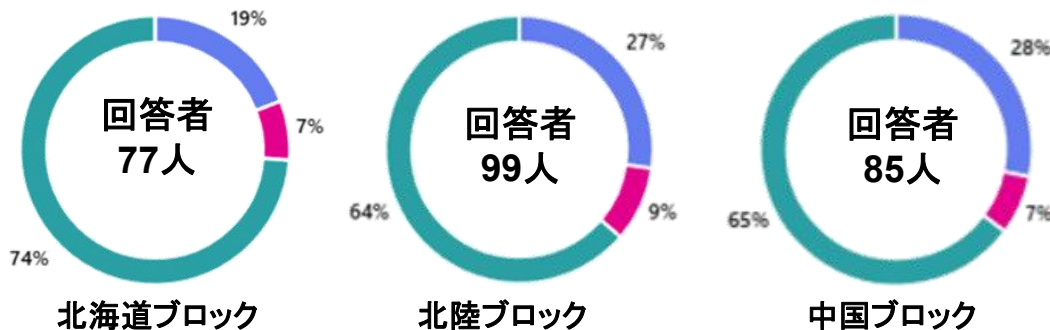


「はい」と答えた人が認知したきっかけは…
国土交通省のホームページ
／流域治水協議会／会議等

「役立っている」と答えた人の理由は…
・認知度・意識の向上に寄与
・企業・民間との連携による取組の拡大
・新たな施策や技術開発の契機への期待

制度が流域治水に取り組むまたは支援する企業の周知や、流域治水に資する取り組みに役立っていると思いますか？

- 役立っていると思う
- 役立っていないと思う
- どちらともいえない



「役立っていない」・「どちらともいえない」と答えた人の理由は…

- ・制度の認知度不足（地方自治体の担当者含む）
- ・情報発信不足
- ・周知方法の課題
- ・**企業の実態が見えにくい**
- ・制度内容や**目的への理解不足**
→インセンティブ（動機付け）が不十分

以上を踏まえて…

- ・制度の認知不足と情報発信の弱さが課題 25
- ・活動の可視化と広報の工夫が必要

流域治水オフィシャルサポーター制度に関するアンケート結果について(サポーターの視点)

オフィシャルサポーターが応募時に抱いていた制度に対する期待やねらい

① 広報活動の一環・企業価値の向上

- ※主な声
- 「自社の取組みをPRして企業ブランドを向上させたい」
- 「企業としての社会的価値を向上させたい」
- 「ステークホルダーに対するCSRへの取り組みアピール」

② 情報の収集・提供

- ※主な声
- 「最新の国の動向、技術、事例等の情報入手したい」
- 「自社の技術や取り組みの情報を知ってもらいたい」

③ 行政・他企業・団体との連携・ネットワーク強化

- ※主な声
- 「国や地方自治体が抱える課題を把握し、解決策の提案などを行いたい」
- 「流域治水の取組を通じてサポーター同士の横との連携を強化したい」

④ 事業活動への寄与や新たな事業機会の創出

- ※主な声
- 「地方整備局や地方自治体との関係構築が営業活動へ寄与すると期待した」
- 「自社の技術が流域治水の分野で社会貢献でき、事業領域が拡大することに期待した」

⑤ 社内啓発(モチベーション向上)・人材育成・リクルート活動への効果

- ※主な声
- 「社員の防災意識の向上や流域治水に対する機運醸成になると考えた」
- 「採用活動や学生向けインターンなど次世代の担い手の確保に向けた効果があると考えた」

⑥ 社会貢献・地域貢献

- ※主な声
- 「流域治水を通じた社会貢献の一環」、「地域の水害リスク軽減へ貢献したい」

サポーターは制度に
何を期待しているの？

実際に認定されたら
周囲からどんな反応
があるの？



オフィシャルサポーターに認定されたことに対する周囲からの反応

① 周囲からの反応の有無

- ・反応無し／薄い
⇒「流域治水って?」、「オフィサポって?」(認知度の低さ)
- ・反応あり
⇒企業価値向上、信用向上、取り組みに対する賞賛・励まし

② 社内での効果

- ・意識向上・モチベーションアップ
⇒社内の認知向上、治水意識の高まり、活動に対する意識の変化

③ 営業・広報への影響

- ・営業時の話題提供・アピールポイント増加
⇒名刺交換の際に話題になる、顧客から社会的評価の獲得、他社との共創のきっかけづくり

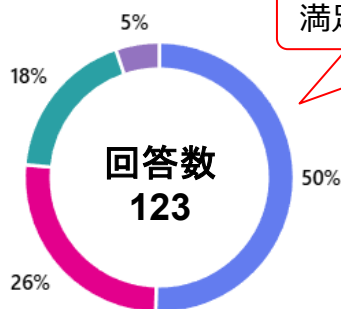
・サポーター同士の連携の兆しも・・・

⇒子供食堂を運営するオフィシャルサポーターの企業が別のオフィシャルサポーターへ流域治水に関する講座を依頼

流域治水オフィシャルサポーター制度に関するアンケート結果について(サポーターの視点)

オフィシャルサポーターの制度に対する満足度

- 満足している
- 少し満足している
- どちらでもない
- 少し不満がある
- 不満がある



満足度を向上させるには・・・

一部の企業・団体等からは“活用方法が分からない”、“特段の活用はしていない”という声も一定数存在

企業・団体内でのオフィシャルサポーターの主な活用事例

① 広報・ブランディングへの活用 (ロゴマークのHP、名刺、資料での使用)

※主な声：「認定により企業の社会貢献活動が対外的に伝えやすくなった」
「名刺のロゴで話題づくりになり、営業上の雑談の糸口にもなる」
「地域密着企業としての印象向上につながった」

② 営業活動における活用 (展示会やコミュニケーションツールとして活用)

※主な声：「単なる製品PRではなく、社会的意義を訴えるツールになる」
「営業先で“オフィシャルサポーター”という肩書きが好印象」
「防災分野への技術提供に信頼性を付与」

③ 社内での意識啓発・動機づけ (社内広報、地域活動への参加促進)

※主な声：「社員の防災意識を高めるためのツールとして有効」
「河川や地域に対する意識づけに役立っている」

オフィシャルサポーターからの制度に対する要望

① 官民連携

- ・官民連携の強化：自治体・国交省地方整備局等との協力や情報共有が不足している、反応が薄いなどの指摘
- ・自治体との協働促進：都道府県・市町村との連携をもっと推進すべきという指摘

② 普及啓発

- ・認知度の向上が必要：オフィサポの制度や「流域治水」という言葉自体の一般認知が低いという指摘
- ・SNSやメディアの活用：積極的な情報発信、国民全体への訴求が必要
- ・住民向けアプローチ：住民が分かりやすい言葉（キャッチフレーズの工夫）を使った周知活動が重要

③ 交流機会

- ・イベントの充実：現地視察、講演会、展示会、異業種交流などのイベントの開催
- ・オフィサポ同士の連携強化：情報交換、共同事業推進、テーマ別の意見交換の実施

④ 情報提供

- ・施策・事例の共有：国や地方自治体の先行取り組み事例の紹介や、認定企業の取り組み事例、個人で取り組める事例などの情報提供の要望
- ・最新情報の配信希望：国の施策やガイドライン改訂情報、流域治水P1の更新情報などのタイムリーな情報提供の要望

流域治水オフィシャルサポーター制度の更なる普及に向けて

オフィシャルサポーター制度HP

流域治水オフィシャルサポーター制度 - 国土交通省水管理・国土保全局
(<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/supporter.html>)

まずはオフィサポを知ることから始めよう！！



名刺に流域治水マークを入れてみよう！！



流域治水ロゴ - 国土交通省水管理・国土保全局
(<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/logo.html>)



- ・流域治水ロゴマークを使用する場合は、使用規定、使用規定細則、使用ガイドラインをよく読んで使用してください。
- ・都道府県や市町村の方が名刺にロゴマークを使用することに問題はありません。

- ・事務局としても今回のアンケート結果を踏まえて、制度の拡充や活用方法について検討を行っていきます。
- ・流域治水の更なる推進には各地方整備局や関係部局、自治体の方々と企業・団体等の協力が不可欠です。
- ・まずは流域治水オフィシャルサポーター制度を理解し、皆さんがサポーター制度を普及する立場になりましょう。



- ・制度の概要や活用方法
- ・サポーター企業・団体に関する問い合わせ

オフィシャルサポーター制度に関することであれば何でもお問い合わせください。

【問い合わせ先】

流域治水オフィシャルサポーター事務局

水管理・国土保全局

治水課 武田（内線35582） 児島（内線35685）

代 表：03-5253-8111 直通：03-5253-8452

E-mail：hqt-ryuiki_chisui_supporter_r@gxb.mlit.go.jp

（■を@に置き換えてください。）

認定番号	企業・団体等	電話番号	主な取組 (1) 企業等のWebページ、SNS、広報誌、ポスター等への情報掲載 (2) 流域治水に関する広報資料の配布・掲示、アウタス等 (3) 各種イベント、セミナー、学会、講座、研修等への紹介 (4) 貯留施設の設置など自らの流域治水に資する取組 (5) 流域の上流地域と下流地域の連携を推進する取組 (6) 自治体等との防災協定の締結、避難所としての場所の提供等 防災活動への積極的な参加 (7) その他、流域治水の優良な活動についての周知など流域治水に 資すると国土交通省が認める取組	取組内容（予定含む）	主な活動地域 80全国 81北海道 82東北 83関東 84北陸 85中部 86近畿 87中国 88四国 89九州 90沖縄
2	株式会社アラソフトウェア	0157-33-1167	(1)	X(旧Twitter)で河川および治水に関する基礎知識向上を目的とした内容を投稿。北見市水防協力団体として北見市の河川に関する情報や写真を投稿。	81北海道
6	西江建設株式会社	0155-25-9105	(1) (3) (6) (7)	インターンシップ等の機会を捉えた若者への啓蒙	81北海道
8	新太平洋建設株式会社	011-200-6000	(1)	自社Webページに河川区域内での工事で洪水タイムライン（事前防災行動計画）の実施や、当社における流域治水の取組概要を公表・周知している。	81北海道
10	一般財団法人 北海道河川財団	011-729-8141	(1)	・RIC講演会において、流域治水に関するパネルを展示し、参加者に流域治水の趣旨を周知し、概要をHPに掲載。 ・名刺へ流域治水ロゴマークを印刷し、流域治水の認知度を向上	81北海道
14	宮坂建設工業株式会社	0155-23-9151	(1) (2) (3) (6) (7)	流域治水に関する周知活動、国土交通省等のHPリンクを表示、自社の取り組み内容について掲載	81北海道
42	勇建設株式会社	011-280-6864	(1)	自社HPに趣旨と取組に関する事項を掲載し、周知・啓発活動をする。オリジナルポスターを作成し、社内、作業所等で掲示する。	81北海道
45	株式会社福田水文センター	011-736-2371	(3) 各種イベント、セミナー、学会、講座、研修等での紹介	水環境保全や流域治水に関する教育活動の実施のほか、河川に係るイベント、祭り等の運営協力や環境美化活動	81北海道
48	株式会社日立パワーソリューションズ	03-5297-0511	(2)	実施時期：7～8月 場所：東京、各地方都市 内容：流域治水に関するセミナー	81北海道、82東北、83関東、86近畿、89九州
50	アゼックス株式会社	0166-73-9131	(1)	自社HP内専用ページでの情報提供を引き続き行う 令和6年11月27日・28日 東京千代田区砂防会館別館で開催された多面的機能の全国シンポジウムに「イレタママ」を出展してきました。	81北海道
62	一般財団法人 石狩川振興財団	011-299-7755	(1) (3)	10月～11月に札幌市にて、石狩川流域全46市町村の治水・まちづくり担当課長等からなる「市町村河川情報委員情報交換会議」を開催し、流域治水などの最新の河川情報を提供	81北海道
63	株式会社田中組	011-611-3333	(7)	令和6年度、流域治水の趣旨取組の周知。流域治水に関する当社施工工事の紹介。また、緊急時の資材を倉庫に保管している。	81北海道
78	株式会社リブテック	011-722-0483	(1)	・自社のホームページに流域治水の趣旨や取組事例、防災教育や防災情報に関するリンクを紹介する。 ・インターンシップ等の機会に、流域治水や防災に関する説明を行い、防災意識向上を図る。	81北海道
80	草野作工株式会社	011-382-2135	(6)	災害時の避難場所の提供や非常用自家発電装置を活用したスマホの充電サービス、本社井戸から地下水の提供	81北海道
85	株式会社ドーコン	011-801-1532	(2)	自治体が運営する小中学生向けの教育支援施設に、土木・建築および都市環境、自然環境分野の仕事を幅広く紹介する展示を行う。その中で治水や防災計画分野に関する仕事紹介の動画の公開や手動の模型装置の設置を行うことで、子供たちを中心に流域治水に関する関心・興味を高める。	81北海道
98	植村建設株式会社	0125-32-3141	(2)	毎年9月（年1回） 自社敷地内 自社主催の市民防災体験会（市民参加型の体験会）において流域治水に関するパネルの展示、資料配布を行う。	81北海道
100	ケイセイマサキ建設株式会社	011-206-1293	(1) (3) (6)	自社Webサイトの流域治水ページにて趣旨や関係機関へのリンク先を発信。工事事務所周辺やイベント等でロゴマークの発信。自治体との災害協定締結、要請時の迅速な対応。	81北海道
102	岩田地崎建設株式会社	011-221-2221	(1) (6) (5)	札幌河川事務所が定める災害応急復旧担当区分図第3区域（石狩川左岸（石狩川鉄道橋下流・豊平川（東橋下流）・雁来新川・篠路新川）において、災害発生又は発生するおそれがある場合の応急業務を行う。 毎年1回開催される札幌河川事務所主催の洪水時の堤防決壊における緊急復旧シミュレーション訓練に参加する。（過去参加実績有） ホームページとSNSにて流域治水専用ページのリンクを紹介し、流域治水の趣旨、取組を周知する。 毎年3回（5月・7月・9月）に当社の災害防止協力会とともに豊平川右岸（上白石橋～平和大橋～東橋間）の清掃活動を行う。	81北海道
113	北土建設株式会社	011-561-2221	(6)	自治体等との防災協定の締結による災害時の迅速な対応、災害時は社屋を地域住民の一時避難場所として活用	81北海道
123	株式会社 阿部組	0155-67-6729	(1) (6)	自社webページに国交省流域治水のリンクなど情報掲載 災害時 自治体と協力し太陽光発電設備（移動式）をしようし電気（スマホ充電等）の共有を行う	81北海道
137	株式会社北海道技術コンサルタント	011-753-5560	(1) (3)	流域治水および河川環境に関する学校教育の支援、地域活動の運営協力、講師の派遣等	81北海道
138	伊藤組土建株式会社	011-241-8296	(1)	実施時期：令和7年度 第1 四半期 内容：企業WEBページ及びSNSにて流域治水関連のリンクを紹介し、流域治水の趣旨、取組を周知する予定	81北海道

「NIPPON防災資産」の認定制度について

「NIPPON防災資産」の認定制度について

- 内閣府、国土交通省では、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動※などを「NIPPON防災資産」として認定する制度を新たに創設（令和6年5月）。
 [内閣府特命担当大臣（防災）、国土交通大臣が認定] ※活動：語り部、防災に係る催事、防災ツアー等
- 今後、認定された防災資産を通じて、住民の方々が過去の災害の教訓や今後の備えを理解することで、災害リスクを自分事化し、主体的な避難行動や地域に貢献する防災行動につなげていく。

背景

- 近年、全国各地で災害が発生し、災害後には「まさか自分が被災者になるとは…」という声が発せられるなど、多くの人々が災害を自分のこととしてとらえていない。
- 一方で、過去の災害の伝承により、命が救われた事例もある。

災害リスクの自分事化に向けて

- 認定された防災資産を通じて、住民の方々が過去の災害の教訓や今後の備えを理解することで、「災害リスクを自分事化」し、「主体的な避難行動」や「地域に貢献する防災行動」につなげる。

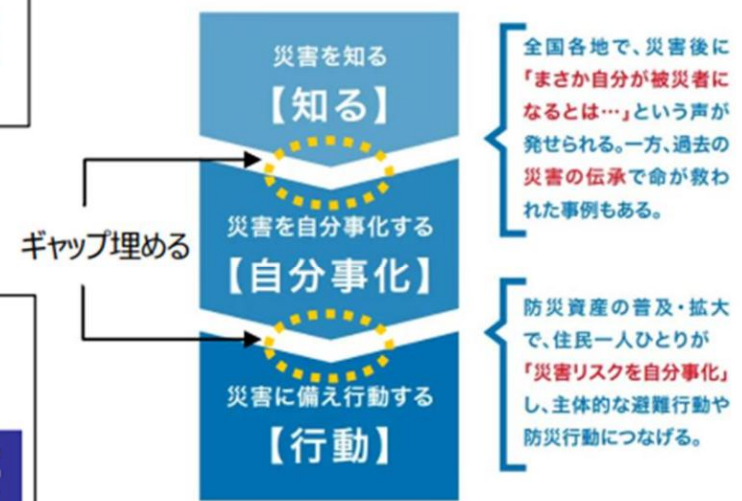
内閣府特命担当大臣(防災)、国土交通大臣による認定

- 内閣府特命担当大臣（防災）、国土交通大臣が認定を実施。
 「優良認定」、「認定」に区分。
- ・「NIPPON防災資産」認定証の授与
 - ・ウェブサイト等でコンテンツを紹介

防災資産の普及・拡大によりこの国に暮らすひとりひとりが、災害リスクを自分事化し、主体的な防災行動へ



ロゴマーク



NIPPON防災資産パンフレット



災害伝承に関する良質な施設や活動の普及・拡大



内閣府 国土交通省

優良認定

No. 1

洞爺湖有珠火山マイスター

有珠山噴火災害 | 北海道 伊達市・豊浦町・壮瞥町・洞爺湖町 |

地域の魅力と、災害の記憶の両方をマイスターがみんなに伝える

江戸時代から数十年おきに噴火をくり返している有珠山の噴火の記憶や災害を軽減する知恵を、「洞爺湖有珠火山マイスター制度」を構築、運用しながら世代を超えて語り継いでいる取組です。「ユネスコ世界ジオパーク」に認定され、地質、生態系、文化など様々なみどころがある地域にあって、その自然や特性について正確な知識を有する「マイスター」が、防災リーダーとして活動しながら地域の魅力を発信しています。



火山マイスターの防災教育活動



写真提供：洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会

洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会

地域の魅力の活用と継続の工夫

持続可能な人づくりの仕組みがあり、教育旅行の受け入れをはじめとして、他地域からの観光客等に対するガイドを通じて、災害伝承や地域防災の取組の紹介等に積極的に取り組んでいる点に特に優れています。
(NIPPON防災資産選定委員会)



噴火を繰り返す有珠山(2017年4月08日)

優良認定

No. 2

3.11伝承ロード

東日本大震災 | 青森県・岩手県・宮城県・福島県 |

一般財団法人3.11伝承ロード推進機構震災伝承ネットワーク協議会

明確なコンセプトと総合力

「教訓が、いのちを救う。」という明確なコンセプトのもと、防災に関する様々な取組や活動を数多く実施しています。官民一体の「東北復興ツーリズム推進ネットワーク」を設立し、外国人も含め、旅行、教育の訪問先として、「東北復興ツーリズム」を推進している点などに特に優れています。
(NIPPON防災資産選定委員会)

「教訓が、いのちを救う。」被災地全体、官学民一体で震災を伝える

東日本大震災の被災地に多くある、被災の実情や教訓を学ぶための遺構や展示施設をネットワーク化し、防災に関する「学び」や「備え」のための様々な取組や事業を行う活動です。遺構や施設の地図や案内標識の整備を行い訪問しやすくする、震災時の建設事業者の対応を映像記録として残す、さらには、東北の災害を克服した歴史と文化もあわせて訴求していくなど、ハード・ソフト両面で総合的な活動が展開され、広く興味関心を喚起する工夫が施されています。



出典：3.11伝承ロード推進機構、公式サイトページ



出典：震災伝承ネットワーク協議会、公式サイトページ

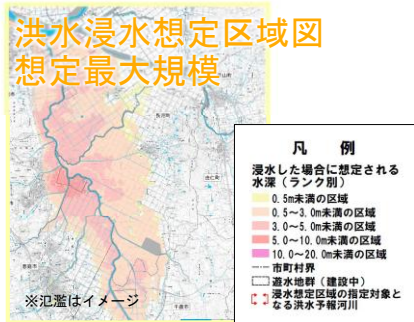


内外水統合型の多段階の浸水想定図・水害リスクマップについて

■国土交通省は、水防法に基づき、住民等の迅速かつ円滑な避難に資する水害リスク情報として、想定最大規模降雨での「洪水浸水想定区域図」を公表しており、自治体が作成する洪水ハザードマップに活用されている。

■これに加えて、土地利用や住まい方の工夫の検討、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組の推進を目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、「多段階の浸水想定図」および「水害リスクマップ」を公表している。現在公表の図は主要河川(国管理)の外水氾濫のみのため、中小河川の内外水氾濫の水害リスク情報を追加する必要がある。

洪水浸水想定区域図



多段階の浸水想定図

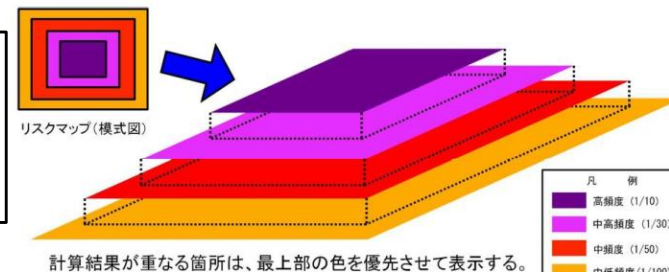
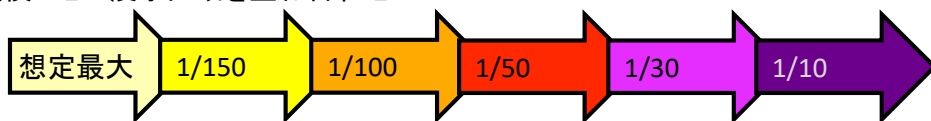


- 想定最大規模、高頻度から低頻度で発生する降雨規模毎(年超過確率 1/10、1/30、1/50、1/100、1/150) に作成した洪水浸水想定図。
- 現在公表の図は、**主要河川(国管理)の外水氾濫のみ**を対象。

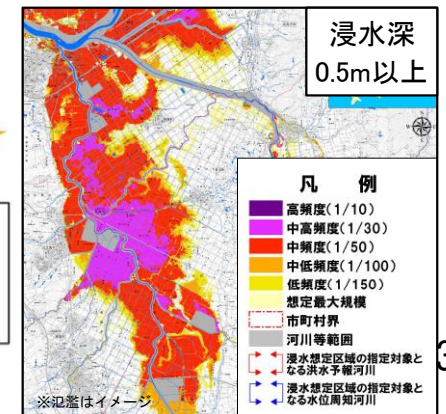
水害リスクマップ(浸水頻度図)

- 多段階の浸水想定図を用いて、降雨規模毎の浸水範囲を浸水深毎(浸水あり、0.5m以上(床上浸水以上)、3.0m以上(1階軒下浸水以上))に重ね合わせて作成した図面。
- 現在公表の図は、**主要河川(国管理)の外水氾濫のみ**を対象。

確率規模ごとの浸水区域を重ね合わせ



浸水範囲の着色方法のイメージ

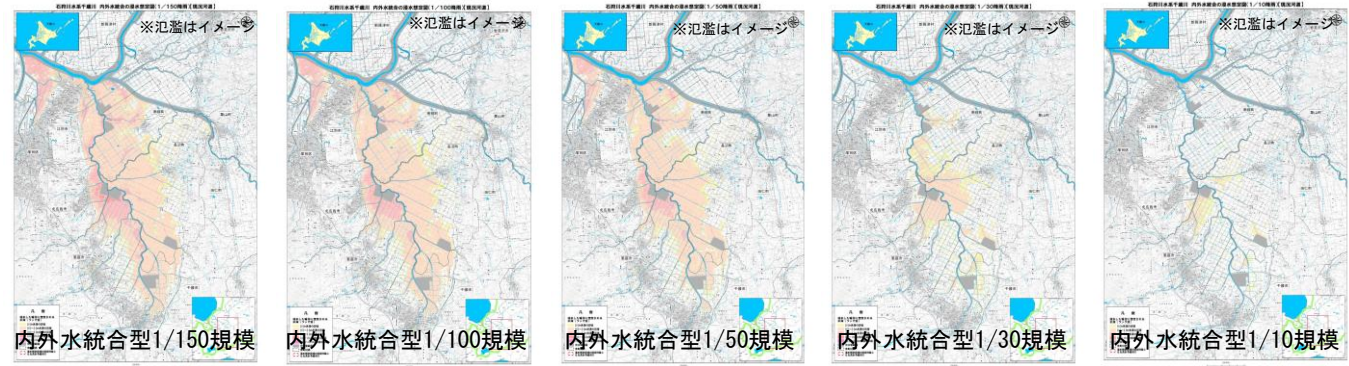


■現在公表の主要河川※1(国管理)の外水氾濫に加えて、**主要河川※1(北海道管理)**の外水氾濫、**その他河川※2**の内外水氾濫(その他河川の氾濫が卓越する降雨シナリオ)、**下水道等※3**の内外水氾濫(下水道等の氾濫が卓越する降雨シナリオ)を重ねた**内外水統合型の多段階の浸水想定図、水害リスクマップ**を作成中。

※1: 水防法に基づく、洪水予報河川・水位周知河川 ※2: 主要河川以外の一級河川・二級河川
 ※3: 主要河川やその他河川以外の水路等(準用河川、普通河川、下水道、各種排水路)

●内外水統合型の多段階の浸水想定図

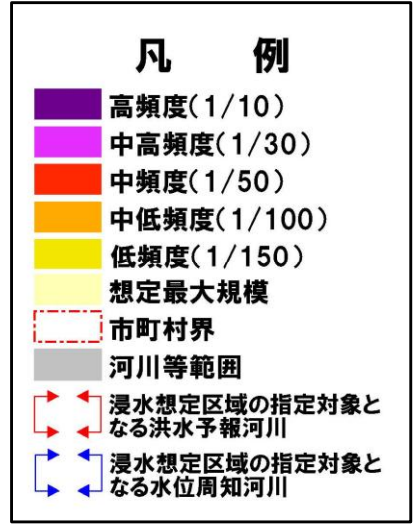
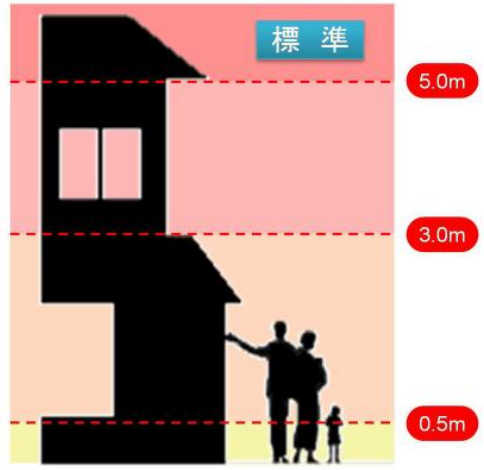
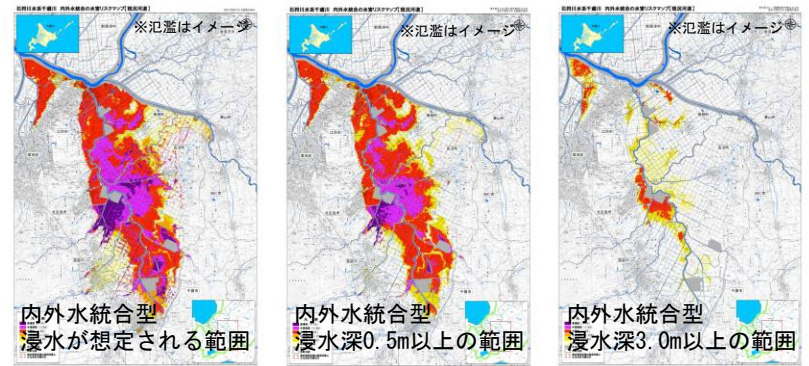
→現在公表の洪水浸水想定区域図(L2: 想定最大規模、L1: 計画規模)と同様の表示方法(右図凡例参照)で、降雨規模: 1/10(高頻度), 1/30(中高頻度), 1/50(中頻度), 1/100(中低頻度), 1/150(低頻度) の図を作成。



●内外水統合型の水害リスクマップ

→以下3種類の浸水深レンジ毎に浸水頻度(右図凡例参照)で色分けした水害リスクマップ図を作成。

- ・浸水が想定される範囲 ※主要河川以外の浸水想定図は0.1m未満の浸水範囲を除外
- ・浸水深0.5m以上の範囲 ※1階の床高以上が浸水する(床上浸水相当以上)程度
- ・浸水深3.0m以上の範囲 ※1階の軒下以上が浸水する(1階軒下浸水相当以上)程度



浸水ランクによる色分け